

# 毎日新聞

## 天皇陛下の退位を巡る動き

2016年

7月13日	陛下の退位の意向が報道で表面化
8月8日	陛下が退位の意向がにじむおことばを公表
9月23日	政府が有識者会議を設置
26日	宮内庁の風岡典之長官が退任。山本信一郎次長が長官に昇格し、西村泰彦内閣危機管理監が次長に就任
10月17日	有識者会議が初会合①
27日	第2回会合。公務の増加について議論
11月7日	第3回会合。専門家からヒアリング
14日	第4回会合。同上
30日	第5回会合。同上
12月7日	第6回会合。公的行為は天皇の判断で確認
14日	第7回会合。退位の制度化は困難と大筋一致
21日	民進党が皇室典範改正による退位求める見解公表
23日	陛下が誕生日。誕生日にあたっての記者会見で退位について「親身に考えてくれて感謝」②



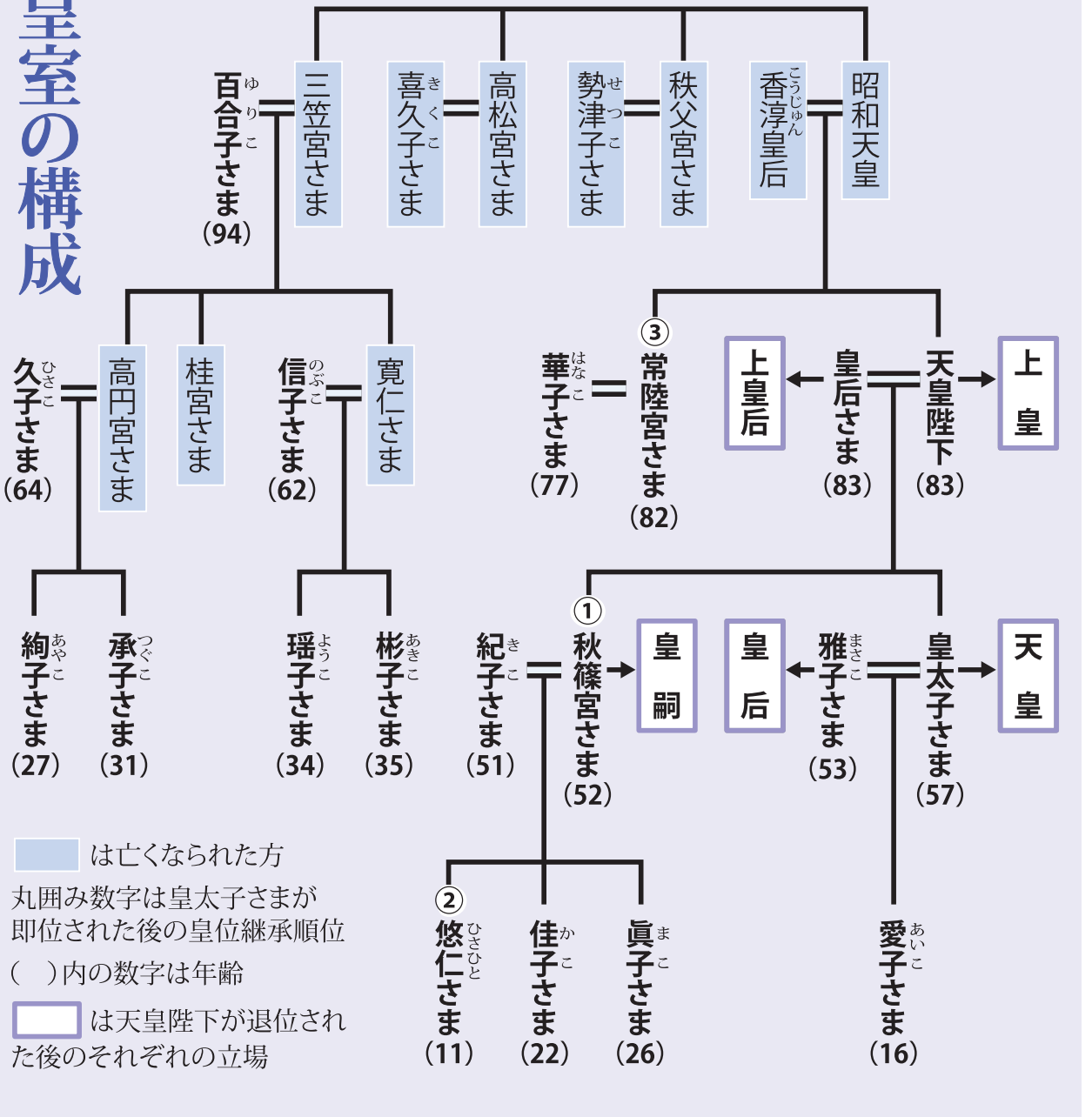
2017年

1月11日	第8回会合。特例法を推す意見が出る
16日	衆参正副議長が法整備を巡り協議開始
19日	衆参正副議長が各党代表と3月中旬までのとりまとめ確認
23日	第9回会合。一代限りの対応を促す論点整理公表
2月13日	自民党が特例法の対応が望ましいとの見解公表
3月2、3日	与野党代表者が全体会合③
8日	与野党全体会合で民進党が特例法に歩み寄り姿勢
15日	衆参正副議長が見解案を提示
17日	衆参正副議長見解を了承、政府に手交④
22日	有識者会議が再開し第10回会合。専門家からヒアリング
4月4日	第11回会合。退位後の制度設計を議論
6日	第12回会合。退位後は「上皇陛下」で大筋一致
13日	第13回会合。最終報告案について議論
21日	第14回会合。最終報告を公表し首相に提出
26日	政府が特例法案骨子を与野党に提示
5月10日	政府が特例法案要綱を与野党に提示
19日	政府が特例法案を閣議決定
6月9日	特例法が成立⑤
11月22日	菅義偉官房長官が12月1日に退位日の意見を聴く皇室会議を開くと発表
12月1日	皇室会議を開催



# 陛下の思い 国民が支持

## 皇室の構成



2016年8月8日、天皇陛下が退位の意向がにじむおことばを公表された。ただし皇室典範では「天皇が崩じたときは、皇嗣(皇位継承順位1位の皇族)が、直ちに即位する」と定め、退位の規定はない。陛下の思いが明治以来の終身在位制を変えた。

陛下は10年7月ごろから周辺に退位の意向を漏らし、宮内庁は水面下で首相官邸に相談していた。しかし、官邸は「摂政」での対応を主張して調整が付いていなかった。

おことばを受け、世論調査では国民の大半が退位を支持する流れとなり、政府は世論に押さ

重ねた。

有識者会議は16年10月から計9回の会合を開き、17年1月に一代限りの退位を促す内容の論点整理をした。論点整理では「将来

憲法4条は「天皇は国政に関する権能を有しない」と定め、政治的関与を禁じる。おことばを受けて政府が法整備に直接動くことはできない。このため国民の声に応じた形にしてワンクッション置く形式を作ったのが、「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」(座長・今井敬経団連名誉会長)だった。高齢になった天皇の公務のあり方を議論する中で、選択肢の一つとして退位を提案するという論法で、おことばが直接的な政治的関与にならないよう配慮を重ねた。

民進党など野党は「一代限りでは安定的な皇位継承という陛下の問いかけの本質から外れる」と主張し、議論は平行線をたどった。そこで折衷案として自民、公明両党は「退位は例外的措置」とする一方で、「将来の天皇が退位する先例となり得る」という見解を示した。民進党も了承し、3月17日に衆参正副議長見解がまとまった。

事前の与野党合意が得られたことで、特例法は6月の衆参本会議で可決、成立した。退位が実現する法の施行日は、3年以内に政府が政令で定めるとし、事前に皇室会議を開いて意見を聴くことを首相に義務付けた。

来の全ての天皇を対象とした具体的要件を規定することは困難」との意見を載せた。ただし16年11月に計16人を呼んだ専門家ヒアリングでは、6人が退位に反対、2人が慎重だった。反対論者の人選は安倍晋三首相の意向を受けたとされ、支持基盤の保守層に根強い退位反対論を「ガス抜き」(有識者会議委員)する役割も担った。

一方、一代限りの特例法へ流れが傾いたことに、大島理森衆院議長は「国民の代表は有識者会議ではない」と官邸に注文を付けた。民進党は皇室典範改正による退位の制度化を主張し、政府主導の結論ありきでは野党の理解を得られないとの懸念があった。1月19日、法案提出を前にした異例の与野党協議が始まった。